

○福岡県警察職員の金融機関への口座振替額の通知に関する訓令

平成元年12月22日

福岡県警察本部訓令第23号

福岡県警察職員の金融機関への口座振替額の通知に関する訓令を次のように定める。

福岡県警察職員の金融機関への口座振替額の通知に関する訓令

福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第50号)第4条第3項第3号に規定する警察本部長が定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察共済組合福岡県支部が取り扱う各種団体保険の保険料
- (2) 一般財団法人福岡県警察職員互助会が取り扱う各種団体保険の保険料及び機関誌代金
- (3) 警察職員生活協同組合福岡県支部が取り扱う消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)第10条第1項第4号に規定する共済事業その他の共済事業に係る掛金
- (4) 職員の所属における福利厚生に関する諸費